

新潟県緊急時避難円滑化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟県緊急時避難円滑化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定。以下「指針」という。）に定める施設敷地緊急事態または全面緊急事態に備え、住民等の円滑な避難または一時移転を確保するために必要な措置に要する経費を補助することによって、原子力防災対策の一層の充実・強化を図ることを目的とする。

(交付対象となる事業および補助率等)

第3条 知事は、新潟県内の市町村または民間団体等（以下「市町村等」という。）が、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助するものとし、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 市町村等の住民等の円滑な避難または一時移転を確保するための交通誘導対策等の強化に係る事業

(2) 原子力発電施設の周囲おおむね30キロメートルの区域内で、地域防災計画（災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に掲げる地域防災計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた避難経路上の改善に係る事業

(3) 避難を円滑に行うための課題調査、効果検証及び事業効果の普及その他住民の円滑な避難又は一時移転の確保に係る事業であって知事が必要と認めるもの

2 前項各号に規定する補助事業を実施する場合には、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 第1項第1号又は第2号の他、第3号を必ず実施すること（第1項第1号のみ、または第2号のみを実施する場合には交付対象外とする）。また各事業の実施に際しては、事業の効率性、経済性を十分考慮すること。

(2) 第1項第3号のうち、事業初年度に課題調査、事業最終年度に効果検証及び事業効果普及を行うこととし、その結果、避難円滑化の効果が認められないものや課題の解消に至らない事業は交付対象外とする。また本事業実施後の維持管理経費は交付対象外とする。

3 第1項第2号に規定する補助事業を実施する場合には、次に掲げるいずれの要件も

満たすものとする。

(1) 以下の事業のいずれかに該当すること。

- ア 都道府県道及び市町村道又はこれに準ずるもの（農道、林道等）で内閣総理大臣が認めるもの
- イ 避難に際して車両のすれ違いを可能とするための避難経路上の一部拡幅
- ウ 避難退域時検査等実施場所における動線を円滑化するための通路改善
- エ 避難を円滑に行うための避難経路上の法面对策、融雪対策
- オ 地理的条件（中山間地域、沿岸地域、島嶼部等）等により地震等の災害が発生した場合に住民が孤立するおそれのある地域における孤立化対策のための航空機離発着場（ヘリポート）の整備（2）以下を対象に実施する事業は交付対象外とする。

(2) 以下の事業のいずれにも該当しないこと。

- ア 高速自動車国道、一般国道、本事業の目的に比して平常時における利便性の向上等に資すると考えられる道路
- イ 設置又は改修等に高度の技術を要する又は高度の機械力を使用するトンネル、橋等の施設又は工作物
- ウ 内閣府（原子力防災担当）以外の府省庁が実施する補助事業と重複するもの
- エ 線形改良を伴わない用地買収費

4 補助対象経費の区分は別表のとおりとし、補助率は、予算の範囲内において定額とする。

(交付限度額)

第4条 補助金の交付限度額は、5億円とする。この場合において、一の会計年度における補助金の額は、2億5,000万円を限度とする。

(交付期間)

第5条 補助金は、交付決定を受けた日の属する会計年度から当該会計年度の二年後の会計年度までの期間に行われる第3条第1項各号に掲げる事業に係る費用について交付するものとする。

2 第3条第1項柱書の規定は、前項に規定する各会計年度の補助金の交付において準用する。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けるこ

- と。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金により取得この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があった、又はあったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があった、又はあったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しなければならないこと。
- (9) 補助事業にかかる経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (10) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち、第19条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、別記第1号様式による財産管理台帳を整備し、当該財産管理台帳及びその関係書類を当該処分期間が経過するまでの間保管しなければならないこと。
- (11) 第7条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）について、補助金の額の確定において減額を行うものであること。
- (12) 事業の全部又は一部を他に継承しようとする場合には、知事の承認を受けること。
- (13) 補助事業者は次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これ

- らと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。) が暴力団員である者
- エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付申請)

- 第7条 市町村等は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書に別記第3号様式による実施計画等を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 市町村等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(実施計画変更計画変更の承認申請の承認申請)

- 第8条 第6条第1号、第2号、第3号又は第12号のいずれかの規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

- 第9条 第6条第1号に規定する軽微な変更は、別表で定める各経費区分の配分額のうちいずれか低い額の15%以内の範囲内での変更とする。
- 2 第6条第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる変更
- (2) 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

- 第10条 第6条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、別紙第5号様式による事業遅延等報告書1部を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定を受けた日から 15 日を経過した日とする。

(状況報告)

第 12 条 規則第 10 条の規定による報告は、知事が特に必要と認めて指示したときは、別記第 6 号様式による状況報告書を作成し、知事が指示する期日までに 1 部提出しなければならない。

(実績の報告)

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第 7 号様式のとおりとし、補助事業が完了したとき（第 6 条第 3 号の規定に基づく補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して 15 日を経過した日または翌年度の 4 月 5 日のいずれかの早い日までに 1 部を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助事業実績報告書に避難円滑化計画を添えて提出しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者から提出のあった避難円滑化計画等について必要に応じ、インターネットその他の方法により公表することができる。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告書に係る書類を審査および必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、補助事業者が期限内に納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は原則精算払とし、知事が特に必要と認めた場合に限り概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により精算（概算）払を受けようとするときは、別記第 8 号様式による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 9 号様式による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部知または一部の返還を命ずる。

3 第 14 条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 知事は、第 6 条第 3 号の規定による申請があった場合または次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、規則第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付の決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業者以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第 18 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記第 1 号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、別記第 10 号様式による取得財産等明細表を第 13 条に定める報告書に添付して提出するものとする。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限等)

第 19 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める省令」（昭和 53 年 8 月 5 日付け通商産業省告示第 360 号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日付け大蔵省第 15 号）に定めるとおりとする。
- 3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、別記第 11 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第 3 項の規定は前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿および全ての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了した日または補助事業の中止もしくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入・支出の予算書および決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにするため、別記第 12 号様式による補助

金調書を作成しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

経費区分

一 交通誘導対策等の強化に係る事業

- イ 調査設計費
- ロ 設備・資機材購入費
- ハ 工事費
- ニ その他

二 避難経路上の改善に係る事業

- イ 測量調査設計費
- ロ 設備・資機材購入費
- ハ 用地費
- ニ 工事費
- ホ その他

三 避難を円滑に行うための課題調査、効果検証及び事業効果の普及その他住民の円滑な避難又は一時移転の確保に係る事業

- イ 調査事業費
- ロ 旅費
- ハ 会議費
- ニ その他